

名古屋都市計画 地区計画の決定（清須市決定）

都市計画枇杷島駅東地区計画を次のように決定する。

名 称	枇杷島駅東地区計画	
位 置	清須市西枇杷島町 西八丁、二見、稲株、七畝割、養和の各一部。	
面 積	約2.8ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、本市における商業核として位置付けられており、土地区画整理事業による都市基盤の整備改善、および低未利用地の土地利用転換により、新たな都市拠点の形成を目指すものである。</p> <p>本地区計画は、土地区画整理事業による土地利用転換にあわせて、駅前にふさわしい土地利用への誘導を図ることにより、良好な市街地環境の形成、土地の有効利用の促進、及び土地区画整理事業の効果を維持・保全することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>都市計画道路伏見町線および枇杷島駅前通線の幹線道路に面したエリアについては、周辺の住環境に配慮の上、駅前の立地特性を活かした商業・業務系施設等の集積を図る。</p> <p>本地区北部の幹線道路の背後地のエリアについては、周辺の住環境に配慮の上、住宅主体の土地利用とする。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>本地区の土地利用の方針に従い、駅前にふさわしい良好な市街地環境及び景観の形成を図るため、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。</p>

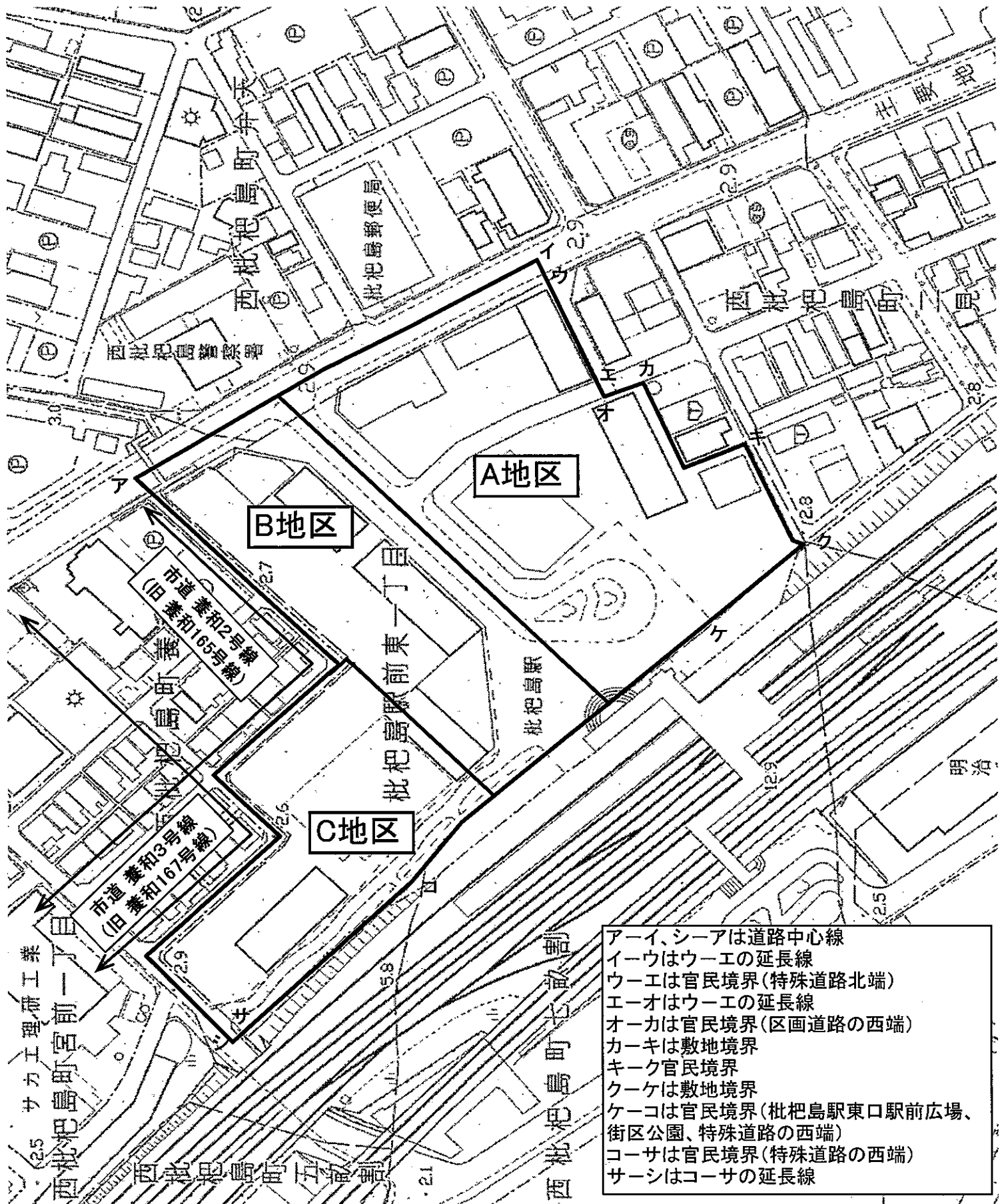
		地区の名称	A地区	B地区	C地区
			地区の区分	約 1.3ha	約 0.8ha
地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を除く。） 2. 建築物の1階部分が住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途（以下「住宅等」という。）に供するもの ただし、管理人室、上階の住宅等への出入口、階段等に供する部分を除く。 3. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 4. 倉庫業を営む倉庫 5. 危険物の貯蔵、または処理に供するもの ただし、石油類の販売に供するもの又は建築物に附属するものは除く。 		<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 専用住宅（兼用住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を除く。） 2. マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3. 倉庫業を営む倉庫 4. 危険物の貯蔵、または処理に供するもの ただし、石油類の販売に供するもの又は建築物に附属するものは除く。
		壁面の位置の制限	<p>—</p> <p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に附属する高さ2メートルを超える門若しくは柵から、市道養和166号線及び市道養和167号線の道路境界までの水平距離は、1メートル以上とする。</p>		
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物の屋根及び外壁又はこれに代わる柱の色彩は、原色を避け、周辺環境に配慮した落ち着いたものとする。</p>		

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

理 由

土地区画整理事業による土地利用転換にあわせて、駅前にふさわしい土地利用への誘導、および良好な市街地環境、景観の形成を図り、本市における商業核を形成するため、地区計画を定める。

枇杷島駅東地区計画区域図



- ア-イ、シーアは道路中心線
- イ-ウはウ-エの延長線
- ウ-エは官民境界(特殊道路北端)
- エ-オはウ-エの延長線
- オ-カは官民境界(区画道路の西端)
- カ-キは敷地境界
- キ-ク官民境界
- ク-ケは敷地境界
- ケ-コは官民境界(枇杷島駅東口駅前広場、街区公園、特殊道路の西端)
- コ-サは官民境界(特殊道路の西端)
- サ-シはコ-サの延長線